

松山市生活衛生改善貸付 利子補助金のご案内

(株)日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付を利用する事業者の皆さんに対し、利子補助金を交付します。

<松山市生活衛生改善貸付利子補助金の概要>

- 対象者：次の要件を満たすもの
 - ①日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付の利用者であること
 - ②市内に住所を有する個人企業 又は本店を有する法人であること
 - ③市税を滞納していないこと
 - ④融資に係る事業を継続していること
- 補助率：年1.0%以内（1円未満切り捨て）
- 対象期間：2年間

<利子補助金申請の流れ>

日本政策金融公庫に融資の申し込みをしてください

融資の実行

予定届を松山市に提出してください

融資の返済

毎年2月末までに交付申請書を松山市に提出してください
(1月~12月返済分)

交付の決定

利子補助金交付

<必要書類>

【融資が実行された後】に提出して頂く書類

- 松山市生活衛生改善貸付利子補助金交付申請予定届(様式第1号)
- (株)日本政策金融公庫が作成した支払額明細書(コピー)
- 市内で事業を営んでいることを証する書類(コピー)
 - ・ 個人の場合：個人事業の開業・廃業等届出書(控)
 - ・ 法人の場合：法人の設立・設置に関する申告書(控)

【交付申請時】に提出して頂く書類

- 松山市生活衛生改善貸付利子補助金交付申請書(様式第2号)
- (株)日本政策金融公庫が作成した利息支払証明書
- 同意書
- 誓約書
- 請求書
- 確認書
- チラシ、店舗写真等、営業実態が確認できる資料

<書類提出先>

松山市役所 本館8階 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

<注意事項>

- 補助金の交付時に事業を継続していること及び市税を完納していることが必要になります。
- **申請期間は原則、1月～2月末まで**とし、3月以降の申請はできません。
(期間内に申請がなかった場合は補助金の支払いを行いません)
- 提出書類に不備等があれば、再提出を求めることがあります。
- 補助金の交付は、交付申請受付後、各種の審査等を行い、**5月末までに**松山市から申請者へ口座振替により交付します。
- 風営法第2条第1項第1号～第3号に該当する営業の許可を受けている事業者は対象外です。

<お問合せ先>

- ◆ 松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課 (利子補助の内容について)
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
TEL: 089-948-6783 FAX: 089-934-1844
- ◆ 日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 (融資の内容について)
TEL: 089-941-6148